

「みやぎ環境税」の今後の在り方について

1 みやぎ環境税の目的

- みやぎ環境税は、地球温暖化対策など喫緊の環境問題に対応し、みやぎの豊かな環境を次世代に引き継いでいくため、平成23年度から個人及び法人の県民税均等割の超過課税として導入。

2 第3期課税期間（令和3年度～令和7年度）の実績

- (1) 県事業（68事業、78.5億円）
 - 視点① 脱炭素社会の推進（20事業、42億円）
 - 視点② 森林の保全及び機能強化（13事業、28.7億円）
 - 視点③ 気候変動の影響への適応（13事業、1.9億円）
 - 視点④ 生物多様性、自然・海洋環境の保全（17事業、5.4億円）
 - 視点⑤ 地域循環共生圏形成のための人材の充実（5事業、0.6億円）
- (2) 市町村事業 15.7億円
 - ①メニュー選択型事業
 - ②市町村提案型事業
- (3) 温室効果ガスの削減実績
第3期課税期間における温室効果ガスの削減見込み量
約25万9千トン-CO₂（一般家庭7万2千世帯相当）
※平成23年の環境税導入以降：約92万トン-CO₂

3 今後の在り方

- 令和5年に策定した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」に掲げた温室効果ガス削減目標（2030年度に2013年度比▲50%）達成に向けた集中的な取組が必要。
- 2050年度（令和32年度）のカーボンニュートラルの実現のために、中長期的な視点からの施策の展開も求められる。
- これらの課題に対応するため、環境・温暖化対策関連の施策を継続する必要があることから、現在と同様のスキームで環境税を延長する（令和12年度まで延長）。

特に注力すべき環境課題

- ✓ 社会経済活動の変革（GX）の推進、CO₂排出の少ない暮らしへの普及啓発
- ✓ 住宅・建物におけるエネルギー利用の効率化、再生可能エネルギーの導入促進（ZEB/ZEHの推進）
- ✓ 森林の多面的機能の維持、新規造林面積の拡大
- ✓ ネイチャーポジティブの実現に向けた生物多様性の確保
- ✓ 地域循環共生圏の形成と地域の脱炭素化を担う人材の育成

参考：みやぎ環境税の概要

○ 課税方式

個人及び法人の県民税均等割に上乗せして課税（超過課税）

○ 納税義務者及び超過課税の税率

	個人	法人
納税義務者	県内に住所等を有する個人※	県内に事務所・事業所等を有する法人
税率	年 1,200円	標準税率の10%相当額 (資本金等の額により年2,000円～80,000円)

※ 1月1日現在で県内に住所等を有する個人。

※ 所得金額が一定の額以下など、県民税均等割が課税されない個人は非課税。

○ 現行の課税期間

個人：令和3年度から令和7年度まで

法人：令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度